

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充のための政府予算に係る意見書

2021年3月31日、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになった。しかし、小学校にとどまらず、中学校・高等学校での35人学級の早期実施に加え、きめ細やかな教育を行うための30人学級の実現が求められている。

学校現場では、いまだ収束の見通しがたたない新型コロナウイルス感染症への対応や、いじめ、不登校、子どもの貧困などの課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われているが、義務教育は自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定と財源の保障が必要であり、全国どこに住んでいても、子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

以上のことから、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の項目について取り組むことを強く要望する。

記

1. 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月27日

日 田 市 議 会